

## 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、別紙のとおり「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を策定しましたので、お知らせします。

当行は、この方針のもと、お客さまの利便性向上のため、電子決済等代行業者と連携した取り組みを強化してまいります。

以 上

## 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」

### 1. 基本方針

株式会社百十四銀行（以下、当行）は、お客さま・地域そして当行が一緒になって成長していくための新たな価値を共創するため、お客さまのニーズに沿ったサービスの提供及びチャネルの整備に取り組んでおります。

社会的なデジタル化とライフスタイルの変化が進むなか、サービス品質及びお客さまの利便性の更なる向上に努めるとともに、お客さまが安心・安全にサービスをご利用頂けるよう、電子決済等代行業者<sup>※1</sup>との連携及び協働に係る体制の整備に取り組んでまいります。

### 2. API 連携に係る体制整備

当行は、電子決済等代行業者との API<sup>※2</sup> 連携を可能とする体制の整備を、以下の通り進めてまいります。

#### (1) 資金移動に係る API<sup>※3</sup> の体制整備

当行は資金移動に係る API については、当行のお客さまの利用ニーズやシステム技術の動向等を踏まえ、引き続き検討してまいります。

#### (2) 口座情報に係る API<sup>※4</sup> の体制整備

当行は、当行のお客さまの利用ニーズを踏まえ、口座情報に係る API については、法人・個人ともに 2019 年 3 月を目途に必要な体制の整備を行う予定です。

#### (3) システムの設計、運用及び保守ならびにシステムの構築に関する方針

システム対応に係るベンダーの選定後、設計、運用及び保守を委託する予定です。システム構築にあたりましては、一般社団法人全国銀行協会が公表している「オープン API のあり方に関する検討会報告書」（2017 年 7 月 13 日公表）に基づき対応いたします。

#### (4) 当方針に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

当行との連携及び協働をご検討の電子決済等代行業者の方は、以下までお問い合わせください。

百十四銀行 営業統括部 チャネル戦略グループ  
電話：087-836-2918

### 3. 参考情報

当行が提供する API 連携に係るシステム仕様、接続に係る手続などについては、当行ホームページ上で順次公開する予定です。

<sup>※1</sup> 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法第二条第十八項に定める事業者とします。別途当行が定め、今後公表する予定の「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に合致し、当行との間で、電子決済等代行業者に係る契約を締結した事業者に限ります。

<sup>※2</sup> API（Application Programming Interface）の略で、他のシステムが管理するデータ等を利用するための接続様式のことです。

<sup>※3</sup> 改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為で、口座間の資金移動、振込等のサービスです。

<sup>※4</sup> 改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為で、預金残高や口座取引明細等を参照するサービスです。